

岐緑第194号
令和2年10月27日

各市町村長様
(緑化推進事務担当課)

公益社団法人岐阜県緑化推進委員会
理事長 日置敏明

令和2年度緑化功労者岐阜県緑化推進委員会会長表彰
候補者の推薦について（依頼）

このことについて、別添「緑化功労者岐阜県緑化推進委員会会長表彰要領」（以下「要領」という。）に基づき候補者を選出のうえ、推薦書類を提出いただきますようお願いします。

表彰者につきましては、令和3年1月に決定し、推薦のあった市町村へ通知します。
なお、表彰式は、令和3年6月に開催予定の当委員会第10回定期総会の席上を予定しています。

記

- 1 提出期限 令和2年12月10日（木）
- 2 提出先 公益社団法人岐阜県緑化推進委員会
〒500-8356 岐阜市六条江東2丁目5番6号
- 3 提出様式（緑化功労者岐阜県緑化推進委員会会長表彰要領）
 - ① 要領別記第1号様式
 - ② 要領別記第2号様式
- 4 注意事項
 - ① 要領第2の功績の区分、対象期間及び年齢等については、別紙「緑化功労に関する表彰の取扱い内規」により判断してください。
 - ② 過去に緑化に関する優れた功績があるものであっても、推薦を受ける年度から起算し過去3年間に活動を行っていない場合は、推薦の対象となりません。
 - ③ 要領第3の内容（刑罰関係）については十分調査の上推薦してください。刑罰調書の添付は必要ありません。
 - ④ 推薦書様式はホームページからダウンロードできます。（各種資料室→参考資料《緑化功労に関する例規》）

公益社団法人岐阜県緑化推進委員会
担当：黒崎
〒500-8356 岐阜市六条江東2丁目5番6号
TEL: 058-273-7577 FAX: 058-273-7547
E-mail: gifuryokusui@mtj.biglobe.ne.jp

緑化功労者岐阜県緑化推進委員会会長表彰要領

制定 平成 2年3月12日
全部改正 平成24年9月28日
最終改正 令和 元年5月 8日

第1 公益社団法人岐阜県緑化推進委員会が行う緑化功労者表彰については、この要領に定めるところによる。

第2 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) 永年にわたり、緑化に精励し他の模範となる個人
- (2) 永年にわたり、緑化に従事する者で、業務に精励し他の模範となる個人
- (3) 多年にわたり、公共等の緑化に尽力し、その功績顕著な者、又は公共の緑化事務に勤勉し、功績顕著な個人
- (4) 多年にわたり、優れた緑化事業活動を行い、模範となる団体、事業所、施設
- (5) 数年にわたり、緑化運動に関する青少年の育成指導、N P O活動及びボランティア活動に貢献のあった者
- (6) 前各号に定めるもののほか、緑化の推進について、極めて顕著な業績のあつた者

第3 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについては原則として行わないものとする。

- (1) 刑に処せられたもの（言い渡しを受けた刑が消滅しているもの及び道路交通法（昭和35年法律第105号）又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に違反して罰金刑に処せられた者を除く。）
- (2) 現に起訴されているもの
- (3) その他表彰することが不適当と認められるもの

第4 表彰は、市町村長の推薦をうけ、選考のうえ行うものとする。

- 2 市町村長は推薦書（別記第1号様式）に被表彰候補者推薦調書（別記第2号様式）を添え、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会理事長に提出するものとする。
- 3 前第1項の推薦は、11月末日までに行うものとする。

第5 表彰は「緑化功労者岐阜県緑化推進委員会会長表彰」とする。

- 2 過去に会長表彰を受賞した者は、重ねてこれを表彰することはできない。
- 3 表彰は、表彰状を授与して行う。この場合、副賞として賞品を授与することができる。
- 4 表彰を受けることが決定した者が、表彰決定後、表彰前に死亡したときは、その

遺族にこれを授与する。

5 表彰は、緑化関連行事等において行う。

第6 表彰後において、表彰時に被表彰者が第3に該当していたことが判明した場合は、原則としてその表彰を取り消すものとする。

附 則

- 1 この要領（社団法人岐阜県緑化推進委員会会長表彰要領）は、平成2年3月12日から施行する。
- 2 この要領は、平成6年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成11年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- 5 社団法人岐阜県緑化推進委員会会長表彰要領は平成16年3月31日をもって廃止する。《参考：知事表彰と会長表彰の一本化を図った。》
- 6 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 7 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 8 この要領は、平成17年10月15日から施行する。
- 9 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 10 この要領は、平成18年5月22日から施行する。
- 11 この要領は、平成19年8月1日から施行する。
- 12 この要領は、平成22年1月20日から施行する。
- 13 この要領は、平成24年10月1日から施行する。（全部改正）《参考：知事表彰と会長表彰を分離した。》
- 14 この要領は、平成26年8月1日から施行する。
- 15 この要領は、令和元年5月1日から施行する。

別記第1号様式（第4の2関係）

推 薦 書

住 所

氏 名

生年月日

上記の者を緑化功労者岐阜県緑化推進委員会会長表彰要領第2第 号に
該当すると認められるので関係書類を添えて推薦します。

令和 年 月 日

推薦者 市町村名

代表者氏名

公益社団法人岐阜県緑化推進委員会
理事長 様

別記第2号様式の1（第4の2関係）

被表彰候補者推薦調書（個人）

(年 月 日現在)

功績の概要 (主要なものから順次箇条書きとする。)	
受賞歴	
風評	

別記第2号様式の2 (第4の2関係)

被表彰候補者推薦調書 (団体)

(年 月 日現在)

ふりがな 団体名		設立 年月日	明・大 昭・平 年 月 日 (年) 設立
所在地			
代表者			
団体の沿革			
功績の概要 (主要なものから順次箇条書きとする。)			
受賞歴			
風評			

緑化功労に関する表彰の取扱い内規

施 行 平成16年4月 1日
全部改正 平成24年9月28日

1 選考基準

表 彰 名	選 考 基 準			要 摘
	対 象 者	概 要	内 規 基 準	
期 間	年齢(以上)			
緑化功労者 岐阜県緑化 推進委員会 会長表彰	第1 市町村長の推薦があること。 第2 以下のいずれかに該当すること。 (1) 緑化に精励し他の模範となる者 (2) 緑化に従事する者で、業務に精励し他の模範となる者 (3) 公共等の緑化に尽力し功績顕著な者、又は公共の 緑化事務に勤勉し功績顕著な者 (4) 優れた緑化活動を行い、他の模範となる団体、事業 所、施設 (5) 緑化運動に関する青少年の育成指導、NPO活動及 びボランティア活動に貢献のあつた者	12年 12年 7年 7年 5年	55才 60才 — — —	<ul style="list-style-type: none"> 再度表彰不可。 知事表彰、林業関係による叙勲黄藍綬褒賞受賞者は不可。 第2の(1)の「緑化に精励」とは以下のとおりとする。 地域の環境緑化の推進、森林の造成や林業技術の向上等の 地域林業の振興に係る活動 第2の(5)の「青少年の育成指導」とは以下のとおりとする。 みどりの少年団等の育成指導や学校林活動等における育成 指導 過去に緑化に関する優れた功績がある者であっても、推薦を 受ける年度から起算し過去3年間に活動を行っていない場合 は、推薦の対象とならない。

2 選考

選考に当たつては、1の選考基準を満たしている者の中から理事長が決定する。

附 則

この内規は、平成24年10月1日から施行する。